

浦添警察署協議会 議事概要

開催年月日 令和元年6月28日(木) 17:00～18:30

開催場所 浦添警察署

出席者

協議会委員 (10名) 玉那覇隆子、近藤哲司、宮里時子、仲里恵子、桃原美雪
平良幸生、仲松政治、下地秀光、上原陸奥人、金城康治郎

警察署 (13名) 署長、副署長、刑事官、各課長等

議事概要

- 1 委嘱状交付式
- 2 警察署長挨拶
- 3 協議会長挨拶
- 4 治安概況等説明
- 5 協議事項

(1) 人身安全関連事案への対応について

委員：警察は、人身安全関連事案に対し、積極的に対応しているとのことであるが、アパート等で住人に対し迷惑行為を繰り返すような問題のある者に対し、実際に他人に危害を加えるなどの法律に抵触する行為を起こす前に、警察が強制的に保護等の措置を講じたりすることはできないか。

警察：警察の強制行為は、法令に基づいて厳格な運用をしなければならず、法的な根拠を無くして強制行為を行うことはできない。

しかし、本年3月1日から県条例が改正され、つきまといや嫌がらせ等を反復して行う者に対し、同行為を立証できれば検挙することが可能となっている。

なお、浦添警察署においては、人身安全関連事案に関する情報について、管内の浦添市役所及び西原町役場の教育委員会並びに児童相談所の担当者等と共有できるネットワークづくりに現在取り組んでおり、このような関係機関と機能的に連携することで、被害防止に向けた、より効果的な対応ができるものと考えている。

委員：関係機関とのネットワークづくりを推進してもらいたい。

(2) 適正飲酒への取組みについて

委員：警察が適正飲酒に関する取組みを推進していることは理解したが、沖縄県の土地柄として飲酒に対して寛大なところがあり、そこを引き締めるような働き掛けを行うことが必要と考える。

飲酒はコミュニケーションを円滑にするなどのメリットもあるが、健康管理等の面でも適正飲酒は重要であることから、しっか

議事概要

りと取り組んでもらいたい。

警察： 飲酒に寛大な沖縄県において、適正飲酒に関して取り組むことは、直ぐに効果が得られるものではないと考えていることから、幅広く広報活動を推進するなどして県民の理解を得つつ、息の長い運動として取り組んでいく所存である。

(3) マナーの悪い運転手への対応について

委員： 私は、毎朝の登校時間帯に、小学校区の交差点で交通監視のボランティアを行っているが、信号機の色が青色に変わるのを待ちきれずに車を進行させるマナーの悪い運転手が目に付くようになってきている。子供達が横断歩道中にもかかわらず、そのような危険行為をする者も見受けられることから、このような悪質な運転手に対する交通安全指導をしっかりと行ってもらいたい。

警察： 横断歩行者の通行妨害をしているのであれば、横断歩行者妨害の交通違反に該当する。このような交通法令に触れる行為が認められれば、検挙措置をとることも可能であるため、交通違反取締りを推進するとともに、通学路周辺のレッドローリングの強化やマナーの悪い運転手に対する交通安全指導も行っていく所存である。

以上